2　夫婦関係調整調停事件における代理人弁護士の関与状況

次のグラフは、夫婦関係調整調停事件における代理人弁護士の関与について、その推移をみたものである。代理人弁護士の関与のあった割合は増加傾向にあり、2021 年では 59.9%となっている。

資料2-2-4-7　夫婦関係調整調停事件における代理人弁護士の関与の推移

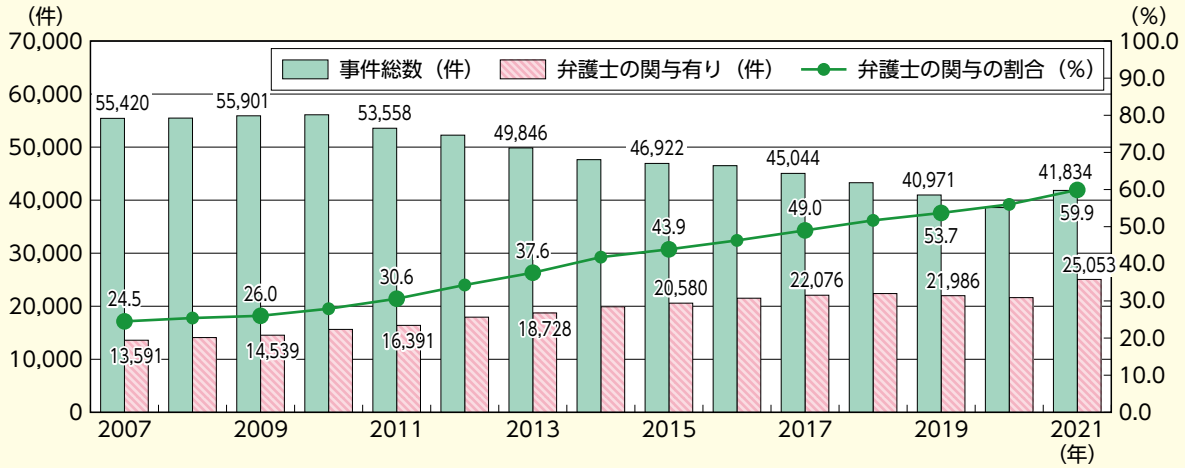

【注】1．数値は、最高裁から提供を受けた資料によるもの。
2．夫婦関係調整調停事件とは、家事婚姻関係事件のうち、申立の趣旨が離婚及び夫婦円満調整のもの。
3．「弁護士の関与有り」とは、申立人、相手方又は双方に弁護士が付いたものである。

3　人事訴訟事件における弁護士選任状況

次のグラフは、人事訴訟事件（人事を目的とする訴え）における弁護士の選任状況についてみたものである。事件総数は、近年減少傾向にあったが、2021 年には増加している。事件の内訳では離婚の訴えが約９割近くを占める。弁護士選任率は 100%に近い割合となっている。

資料2-2-4-8　人事訴訟事件における弁護士選任率の推移と事件の内訳

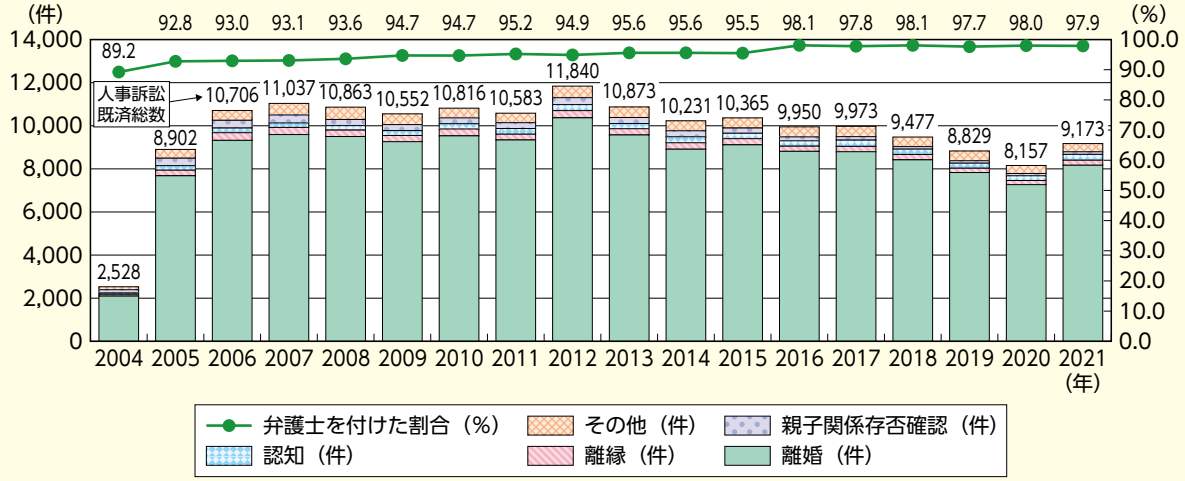

【注】1．数値は、最高裁から提供を受けた資料によるもの。
2．人事訴訟事件は、2004 年４月から家庭裁判所の管轄となり、数値は 2004 年４月以降の件数である。
3．親子関係存否確認：認知を除く実親子関係の存否に関する事件（嫡出否認の訴え及び民法 773 条の規定により父を定めることを目的とする訴えを含む）